

公益財団法人 松戸市国際交流協会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人松戸市国際交流協会定款（以下「定款」という。）第19条、第36条及び第38条第4項の定めに基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 役員等 役員及び評議員をいう。
- (3) 常勤の役員 役員のうち、公益財団法人松戸市国際交流協会（以下「当協会」という。）を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 報酬等 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号に規定する報酬等をいう。
- (5) 費用 職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬は、無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長及び常勤の役員には以下の各号の通り報酬を支給することができる。

- (1) 理事長及び常勤の役員の報酬額は、別表1の定めるところによる。
- (2) 理事長及び常勤の役員の報酬支給日は、松戸市の特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和31年松戸市条例第15号）の規定を準用する。
- (3) 理事が当協会の使用人を兼ねる場合は、その使用人に支払われる給与等の他に、報酬等は支給しない。
- (4) 理事長及び常勤の役員には、退職金その他それに類する金銭は支給しない。

(費用)

- 第4条 役員等がその職務遂行に当たって費用を負担した場合には、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。
- 2 前項の規定により支給する旅費の額は別表2のとおりとし、その支給については、松戸市職員の旅費に関する条例（昭和35年松戸市条例第17号）の規定を準用する。
- 3 常勤の役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は、松戸市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年松戸市条例第29号）の規定を準用する。

(公表)

- 第5条 当協会は、この規定をもって、認定法第20条第2項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

- 第6条 この規程の改正は、評議員会の決議によるものとする。

(補則)

- 第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人松戸市国際交流協会の設立登記のあった日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条第 2 項第 1 号関係)

理事長	日 額	8,500円	
常勤の役員	月 額	350,000円	
	賞与支給割合 (報酬月額比)	6月	100分の100
		12月	100分の100

別表 2 (第 4 条第 2 項関係)

車賃 (1 kmにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)	鉄道賃、船賃、 航空賃
37円	3,000円	15,300円	3,000円	松戸市一般職の職員の鉄道賃、船賃及び航空賃に相当する額